

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>理事</u></p> <p>(2) <u>副学長(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(3) <u>研究科長</u></p> <p>(4) <u>研究所長</u></p> <p>(5) <u>センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)</u>の長</p> <p>(6) <u>医学部附属病院長</u></p> <p>(7) <u>附属図書館長</u></p> <p>(8) <u>その他総長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>2 前項第8号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は前条第1項第1号の委員のうちから<u>企画担当の理事(以下「担当理事」という。)</u>をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号までの委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3～4 } (略)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>第6条 委員会に、<u>大学評価小委員会(以下「小委員会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>小委員会は、全学的な点検・評価に係る企画・立案に関し必要な業務を行う。</u></p> <p>3 <u>小委員会は、第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者及び本学の教職員のうちから担当理事が委嘱する者で組織する。</u></p> <p>4 <u>小委員会に委員長を置き、前項の委員のうちから委員長が指名する。</u></p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、小委員会が定める。</u></p> <p>第7条 委員会に、<u>点検・評価実行委員会(以下「実行委員会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実行委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>(1) <u>評価担当の理事(以下「担当理事」という。)</u></p> <p>(2) <u>総長が指名する理事又は副学長</u></p> <p>(3) <u>部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)</u>第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 13名</p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>(5) <u>その他総長が必要と認める者 若干名</u></p> <p>2 前項第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 委員長は<u>担当理事</u>をもって充て、副委員長は前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3～4 } (同 左)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(1) 第3条第1項の委員のうちから委員会の委員長が指名する者</p> <p>(2) <u>研究科、研究所、センター等、医学部附属病院及び附属図書館(次条において「部局」という。)の長並びに国際高等教育院長の推薦に基づき担当理事が委嘱する者</u></p> <p>(3) <u>本学の教職員のうちから担当理事が委嘱する者</u></p> <p><u>4</u> 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>前項</u>の委員のうちから委員会の委員長が指名する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>第8条</u> 部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。</p> <p>2 部局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該部局が定める。</p> <p><u>第9条</u> 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>部局の教職員 各1名</u></p> <p>(3) <u>その他担当理事が必要と認める者 若干名</u></p> <p><u>4</u> <u>前項第2号及び第3号の委員は、担当理事が委嘱する。</u></p> <p><u>5</u> 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第3項</u>の委員のうちから委員会の委員長が指名する。</p> <p><u>6</u> <u>第7条</u></p> <p>2 } (同左)</p> <p><u>第8条</u> 委員会及び実行委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。</p> <p><u>第9条</u> (同左)</p> <p>附則 この規程は、平成26年11月1日から施行する。</p>